中央市子ども読書活動推進計画

（第二次）

子どもと本が出会えるまち・ちゅうおう

平成２４年４月

中央市教育委員会

はじめに

人間は言葉をもち、その言葉によってものごとを考え、人と心をかよわせてきました。

子どもが言葉を学ぶのは先ず自分を取りまく人々からですが、さらにその言葉を深め高めていくのは読書に他なりません。読書によって子どもは言葉を学び、感動する心をはぐくみ、豊かな想像力を身につけていきます。

「本」には「はじめ」「もと」という意味があります。また、「物事のおこりはじめ・物事の中心」という意味もあります。すなわち、読書は人を育てる「もと」であり、「はじめ」なのです。

中央市では、教育の基本に「まごころ」を掲げ、教育の指針としています。この教育の基本にはさらに、「生きる力をはぐくむ教育」（生）・「命を大切にする教育」（命）・「信頼しあう教育」（信）の三つの柱を設けています。

「まごころ」は誠実で、いつわりのない“こころ”であると同時に、他者をつつむやさしい思いやりの“こころ”でもあります。そして、この「まごころ」を子どもの心に根付かせるのは、日々の学習や直接的な体験とともに、読書の力に負うところが大きいと考えます。

中央市では，読書活動の推進にあたり、「まごころ」が子どもの心に根をおろすことを願いつつ、中央市のすべての子どもたちが、家庭、地域、学校、市立図書館等で、本とのよい出会いをし、さらに主体的・意欲的に読書活動が展開できるよう、「中央市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。

目　次

はじめに

第１章　子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1　子どもの読書活動推進の意義 ---------- 1
2　子どもの読書活動の現状 ---------- 1
3　計画策定の背景 ---------- 3
4　第一次計画５か年の成果と課題 ---------- 3
5　計画策定の基本方針 ---------- 5
6　計画の期間 ---------- 6

第２章　子どもの読書活動推進のための方策

1　家庭・地域における子どもの読書活動の推進 ---------- 6
2　学校における子どもの読書活動の推進 ---------- 7
3　幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の推進 ---------- １０
4　市立図書館等における読書活動の推進 ---------- １１
5　推進体制の整備 ---------- １４

第３章　関連機関との連携・協力

1　行政機関との連携 ---------- １４
2　市立図書館と学校・幼稚園・保育所・児童館等との連携 ---------- １５
3　図書館ボランティアとの連携 ---------- １５

第４章　広報・啓発活動

1　「子ども読書の日」等における広報・啓発 ---------- １６
2　子どもの読書活動に関する情報の収集・提供 ---------- １６

第１章　子ども読書活動推進計画の策定にあたって

１　子どもの読書活動推進の意義

今日の社会の情報化の進展は、子どもをとりまく生活環境を一変させました。居ながらにして世界中の情報を瞬時に得られるという利点の反面、その情報は断片的であり、この情報を有効に活用するためには蓄積された力が必要だと指摘されています。しかもこのような力は一朝一夕になるものではありません。

子どもたちは、読書により様々な知識や情報を与えられるだけでなく、感動し癒され、生きる勇気を与えられます。乳幼児期よりの読み聞かせや自らの読書を通して、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、豊かな想像力を育て、自ら考え、生きる力を身につけていきます。自らの生活体験と読書によって養われた様々な力は 、子どもたちの成長にとって欠かすことの出来ない大切な要素です。

このように、子どもたちの読書活動は、豊かな人間形成やより深く人生を生きる力を身に付ける上で重要であり、この活動を組織的・計画的・継続的に推進していくことは大きな意義があります。

２　子どもの読書活動の現状

インターネットを始め、携帯電話や様々な情報メディアの発達・普及により、子どもの生活環境は大きく変化しています。そして、この生活環境の変化により、子どもの読書離れ・活字離れが進んでいることが指摘されています。それのみならず、この活字離れは読解力の低下や「聞くこと・話すこと」の能力の低下にまで影響を与えています。

世界の６５か国・地域が参加し、２００９年（平成２１年）にＯＥＣＤ（経済協力開発機構）が行った「生徒の学習到達度調査（ＰＩＳＡ２００９）」によると、日本は、「読書活動について肯定的に回答した割合は、ほとんどの項目でＯＥＣＤ平均よりも多く、２０００年調査よりも増加した」との結果です。読解力の分野では、日本は２００６年の１５位から８位に上昇し、全参加国中の上位グループに入っています。

「趣味で読書をすることはない」生徒の割合は、２０００年調査からは減少しましたが（４４.２％←５５.０％）、諸外国（ＯＥＣＤ平均３７.４％）と比

べると依然として多くなっています（「ＯＥＣＤ生徒の学習到達度調査（ＰＩＳＡ２００９）のポイント」国立教育政策研究所）。

また、全国学校図書館協議会は、毎日新聞社と共同で毎年「読書調査」を行い、５月１か月間に読んだ本についての調査を継続しています。第５７回（平成２３年５月実施）の結果をみると、１か月の平均読書冊数は、小学生（４～６年）は９.９冊、中学生は３.７冊、高校生は１.８冊といずれも昨年度に比べすべて減少しています。１か月間に読んだ本が０冊の生徒（不読者）の割合は、小学生は６.２％と昨年と変わりませんでしたが、中学生（１６.２％）高校生（５０.８％）はそれぞれ増加しています。

中央市司書会で行っている「中央市学校読書調査」は、小学校２・４・６年生及び中学校２年生を対象として、その年の５月１か月の読書について質問し調査するものです。平成２３年度で３回目となり、これまでの２回の調査結果をふまえた検証を行いました。

その結果、本市の小学校２・４・６年生及び中学校２年生は、学年が上がるにつれて「本を読むのが好き」という割合が減少しています。中学校２年生は、２年前の小学校６年生時と比較すると１９％低くなりました。これは、先の全国的な調査にみられる傾向と同様です。今後も引き続き積極的な読書推進への取り組みが必要です。

平成１８年６月に中央市ブックスタート事業が始まりました。保健師と図書館員が連携し、赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡しています。コミュニケーションを図りながら、心豊かな子どもに育ってほしいという願いを込めて、これまで４か月健診時に活動してきましたが、平成２３年４月よりその時期を７か月健診に変更しました。さらに一組ごとに十分な対応ができるようにするためブックスタートボランティアを募集し、研修を積んだ後に事業に協力していただいています。保護者一人一人に丁寧に対応する時間が確保でき、親子のコミュニケーションや読み聞かせの大切さについて、これまで以上に伝えられるようになりました。

平成２０年度から実施している新入生ブックプレゼント事業では、市内の小学校１年生を対象に、ブックリストの中から選んだ希望の本１冊を児童一人一人に手渡しています。その際には、図書館ボランティアがリストから選んだ本を、各教室で読み聞かせています。手にした１冊の本をきっかけとして、家庭での会話や家族そろっての図書館利用が促進されるよう働きかけています。

３　計画策定の背景

子どもの読書活動を推進するために、国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年１２月）を定め、平成１４年８月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成１７年７月に「文字・活字文化振興法」が成立し、読書活動に取り組む様々な体制が整えられてきました。

平成２０年３月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が閣議決定し、第一次基本計画の成果と課題を整理し、主要施策の数値目標化を行っています。同年６月には、衆・参両院で「国民読書年に関する決議案」が採択され、「文字・活字文化振興法」の制定から５年後の平成２２年を「国民読書年」に制定しました。

文部科学省は、平成２３年６月に「平成２２年度『学校図書館の現状に関する調査』の結果の公表」を行い、学校図書館における人的整備の状況、物的整備の状況、読書活動の状況調査から、学校図書館を浮き彫りにしています。同年９月には、「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現の為に『国民の読書推進に関する協力者会議』報告」の公表を行いました。その中で“読書は、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力などをはぐくみ、個人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きる基盤を形成するもの”と意義づけています。

本市においても、平成１９年４月に策定した「中央市子ども読書活動推進計画」が平成２３年度に５か年目となります。国の第二次計画を受け、中央市の第一次計画の基本的な考え方を引き継いで、平成２４年度から平成２８年度の５か年を計画期間として「中央市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定します。

４　第一次計画５か年の成果と課題

「中央市子ども読書活動推進計画（第二次）」５か年計画の策定に当たって、第一次計画期間中の成果と課題についてまとめます。

策定委員会

生涯にわたって読書に親しむ人をはぐくむ上で幼児期の読書環境の大切さについては論をまたな

いところです。５か年計画の期間中、市立図書館と保育園の連携が進展し、おはなし会の充実や図書館利用が進み、保育園児にとって公共図書館がさらに身近な存在となりました。

市内の小中学校と市立図書館の連携の面では、学校による市立図書館の活用がさらに活発になされ、物流のスムーズさも相まって、効果的な市立図書館の活用がなされています。小中学校の学校司書と市立図書館代表とで構成される「中央市司書会」では、毎年小学校２・４・６年生と中学校２年生を対象に読書調査を実施し、読書活動推進や読書啓発の資料として活用しています。また、各学校の読書週間に合わせて、市立図書館が仲立ちとなって、図書館ボランティアの協力により、優れた朗読や選書の質の高い読み聞かせが行われ、読書啓発の推進力となっています。市外の私立ブラジル人学校に対しても団体利用を可能とし、母国語での利用案内も活用しています。学校独自のボランティアを立ち上げた小学校もあり、読書ボランティアとしても協力する保護者が増えてきています。また、「新入生ブックプレゼント」事業が第一次計画期間中の平成２０年度にスタートしました。小学校新入学の１年生に１冊の絵本を贈るこの事業は、家庭や学校において、子どもたちが読書への関心を高め、楽しい本との出会いができるように応援することを目的として実施されています。第二次計画期間には、サードブック事業として、中学校卒業時に本を贈る卒業生サードブックプレゼント事業実施の検討も始まっています。

新入生ブックプレゼント贈呈式

ブックスタート事業では、前述のとおりより効果的に実施されるようになりました。

幼児から小学校低学年までを対象とするおはなし会の事業においても、図書館ボランティアの活躍により、参加者が増えています。また、英語でのおはなし会も試みられ、参加者の好評を得ています。

次に、子どもの読書活動推進の課題として、まず、家庭との連携や児童館など地域の公的な施設との連携の強化があげられます。家庭における読書への取り組みこそが、子どもの自主的な読書活動推進に最も大きな力になります。家庭に、父母や祖父母が読書を楽しむ姿があれば、自然と読書を楽しむ子どもに育ちます。現在ほど読書環境の整っていなかった父母の世代に対して、読書の

大切さを機会あるごとに訴えていくことは、今後の大きな課題です。幼児期の子どもたちに読書への関心を高めるため、幼稚園や保育所、児童館に絵本のある環境づくりも課題となります。また、既にスタートし始めた児童館などでの読み聞かせの活動を、今後できる限り発展させていくことも大切です。

「中央市司書会」の読書調査で、中学校での読書離れの傾向は、全国と同じように中央市にもあることがわかります。中学生が積極的に読書活動を行う意欲を高め、自主的な読書習慣を身につけることができるように、さらに取り組んでいくことも大きな課題です。

ハンディキャップのある人の図書館利用という面で、今後図書館の充実が求められてきます。ハンディキャップのある子どもに対する図書館の利用促進についても、今後取り組んでいかなければならない課題の一つと考えます。

５　計画策定の基本方針

子どもの自主的な読書習慣は、一朝一夕に身につくものではなく、乳幼児期からの継続的で、息の長い計画によってなされるものです。よって、子どものそれぞれの発達段階における指導が、次の段階の指導へ繋がるよう、その連携が円滑になされるようにすることが大切です。

家庭はもとより、幼稚園・保育所・小中学校及び学校図書館、児童館、市立図書館など日常的に子どもが利用する施設や機関が、共通の認識に立って目標を同じくし、それぞれの発達段階において果たすべき役割を分担し、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

但し、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では「子ども」を「おおむね１８歳以下の者」とし、高校生、高等学校までの読書活動の推進を視野に入れていますが、中央市には高等学校がないため、高校生については図書館の一般利用者として支援を考えていきます。

本計画は、次のような基本方針に基づき推進していきます。

（１）家庭・地域における読書活動の推進

（２）学校における読書活動の推進（小学校・中学校）

（３）幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の推進

（４）市立図書館等における読書活動の推進

６　計画の期間

この計画の期間は平成２４年度から平成２８年度までの５か年間とし、その後も必要に応じて見直していきます。

第２章　子どもの読書活動推進のための方策

１　家庭・地域における子どもの読書活動の推進

（１）ブックスタート事業

子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいや、豊かなコミュニケーションの中で形成されるものであり、毎日の家庭生活の中で親が積極的に関わっていくことが大切です。

しかし、核家族化、少子化が進んでいる現在、家庭の力が弱くなっていることは否めません。そのために、中央市では市で誕生したすべての赤ちゃんとその保護者を対象に「ブックスタート事業」を実施しています。保護者が、絵本を通して赤ちゃんと豊かなコミュニケーションを持つことによって、心豊かな子どもに育ってほしいという願いを込めて実施しているものです。この事業をさらに充実させ、赤ちゃんと保護者とのよりよい人間関係が、絵本を介して成されるよう事業を推進します。

方法は、７か月健診時に、図書館員と応募して研修を受けたブックスタートボランティアが、健診場所に出向き、赤ちゃんに読み聞かせをした後、２冊の絵本をプレゼントするというものです。読み聞かせや懇談を通して、親子で楽しい読書体験をすることの大切さを父母に伝えています。

合併後（対象平成１８年２月以降誕生の子ども）、実施した状況につい

ては、対象者に本を手渡した率は、約８７％となっていますが、平成２３年度より、７か月健診時にボランティアの協力を得て実施するようになって９５％と向上しています。当日渡せなかった場合は電話で連絡し図書館で手渡すなど、ブックスタートの目的である「すべての赤ちゃんに」本が渡せるように努めます。その後の本の利用状況等の追跡調査をアンケート等で行い、以後の事業の参考にします。この事業に対して新規にブックスタートボランティアが発足しましたが、今後さらに育成に努めます。この事業は、健康推進課との協働事業とします。

（２）講座や研修の機会の充実

乳幼児をもつ親や、妊産婦及びその家族のために、学習の機会を設定します。読み聞かせのための講座や講演会を行い、家庭での読書や子どもへの読み聞かせを支援します。

また、妊産婦対象に実施している健康推進課の事業「母親学級」のなかで、絵本の紹介の時間を設け、啓発の機会とします。

読みきかせ講座

（３）家庭での親子読書等の推進

学校・幼稚園・保育所等のＰＴＡ活動等を通して、読書の必要性を啓発していくよう努めます。テレビ、ビデオ、ゲーム等に関わる時間を読書に向けていくよう、ＰＴＡ活動、保護者会等で話し合いの場を設け、親子読書などを推進していきます。

（４）地区住民や民間団体との協働による推進

子どもと地域の大人とのふれあいの場がもてるよう努めます。それぞれの地区の民間団体等との協働を図ります。子どもが本の読み聞かせや、おはなし会を楽しめるように努めます。

２　学校における子どもの読書活動の推進

学校図書館は国語を始めとして各教科、総合的な学習の時間等や調べ学習

など多様な目的で活用されています。これらの学習活動をさらに充実させるために、児童生徒の読書への興味・関心を高めていく必要があります。

また、学校図書館は子どもにとって、生涯にわたる読書生活、読書習慣の基礎となる重要な場でもあります。その意味で、学校図書館の果たす役割は計り知れないものがあります。

計画では次のようなことを目指します。

小学校では、本に親しみ、読書の楽しさを知り、読書の習慣を身につけることを目指します。

中学校では、幅広い読書をこころがけ、進路の選択や生き方を探ることを目指します。

高等学校については、「基本方針」に示した通りです。

（１）次のような具体的な取り組みを通して読書活動の推進を図ります。

・朝の読書の充実や読み聞かせ、ブックトーク等の実施
・全校一斉読書や図書集会の実施
・図書委員会の活動の活発化
・図書だよりの発行
・新着図書の紹介やおすすめ本の紹介
・学級文庫の設置
・読書週間中のイベントの実施
・月ごとのテーマにそった展示や掲示
・各教科での読書推進の取り組み

（２）学校の図書資料の充実

平成５年に旧文部省は、学校図書館の果たす役割の重要性に鑑み「学校図書館図書標準」を設定しました。中央市の小学校６校、中学校２校はすべてこの標準値を超えています。充足率は、小学校６校の平均が約１４２％、中学校２校の平均が約１１４％と高い達成率となっています（平成２２年度）。

学校図書館には「全国学校図書館協議会図書選定基準」及び「学校図書館図書廃棄規準」が設けられており、これに従って図書の収集・廃棄を行っています。

学校図書館は、普遍性の高い、基本的な蔵書を心がけることはもちろんですが、めまぐるしく変化する世界の情報や、新鮮な情報も重要です。これに対応していくためには、常に新しい資料を補充していく必要があります。

学校図書館は児童生徒の自由な読書活動の場であるとともに、学習に対する興味・関心を呼び起こしたり、豊かな心をはぐくんだりする機能や調べ学習の資料提供の機能をもっています。学校図書館の本については、その充足率に満足せず更に内容について、各学校の蔵書を分析し、図書資料の一層の整備・充実を図っていきます。

（３）学校司書の研修の推進（「中央市司書会」の設置）

中央市のすべての小中学校には既に司書が配置されています。山梨県教育委員会では、計画的に司書教諭や学校司書の研修を行っていますが、今後も県の研修会への積極的な参加を行っていくだけではなく、市においても研修や情報交換の機会を設けます。

具体的には、年間３回程度、市立図書館司書と学校司書との研修や情報交換の機会を設け、子どもに提供する本の検討や子どもの動向等について、研修及び情報交換の機会を設けます。また、この会においては子どもの読書案内として、おすすめ本のリスト作成に取り組みます。

（４）市立図書館や図書館ボランティアとの連携

市立図書館の本については、総合的な学習の時間・調べ学習・図書の時間・学級文庫等で必要な本の団体貸出と配達等の活用を推進します。

おはなしカーニバル

また、朝の読書や読書週間中の読み聞かせには、計画に応じて、図書館ボランティア等の協力を得て、子どもに新しい読書の楽しみを提供します。

平成２１年度よりスタートした「新入生ブックプレゼント」事業も図書館ボランティアの協力により、効果的な実施に努めます。

（５）家庭・保護者との連携

子どもは家庭の影響を強く受けつつ成長していきます。よって、学校は家庭・保護者と連携協力して、家庭における子どもの読書活動を推進していくことが必要です。そのためには、学級通信や、校内のあらゆる機会を通じて、読書推進の啓発を行っていく必要があります。また、ＰＴＡによる学校図書館ボランティアや親子読書の推進を図ります。

（６）市内学校図書館資料の有効活用

中央市には小学校６校、中学校２校の計８つの学校がありますが、これらの学校間、図書館と学校、図書館間はネットワークの構築がなされています。学校から他の学校や図書館の資料を検索・予約して借りることができます。また，配送のシステムが整っていますので、このシステムを利用して本を配送してもらうことができます。市内の各学校や図書館相互の連携を図り、図書資料の有効な活用を図ります。

３　幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の推進

子どもは成長するに従って、家庭から地域へと行動の範囲を広げていきます。その子どもたちの受け皿になる場所が、幼稚園・保育所であり、また児童館や放課後の学童児童クラブ（学童保育）等です。

中央市には別添の資料で示しているように、公立、私立あわせて、９つの幼稚園・保育所と、１１の児童館があります。また、公立、私立等９施設で放課後児童クラブを開設しています。

この施設を利用する子どもは、読書を楽しみながら、本に親しんでいく大切な年齢ですが、これらの施設の多くは、図書の数も少なく、また、読書専用のスペースも整備されていません。子どもたちが長い時間を過ごすこれらの施設の読書環境を整え、読書への動機付けがなされるよう努めます。

（１）幼稚園・保育所における推進

幼稚園・保育所では幼児が絵本やおはなし、紙芝居に親しみ、読書の楽しさと出会えるよう、読み聞かせ等の機会を設けます。また、幼稚園・保育所の図書資料の充実を

保育園児への読み聞かせ

図り、幼児が日常的に本に親しみ、楽しめるような環境を整えるよう努めます。

（２）児童館・放課後児童クラブにおける推進

児童館や放課後児童クラブでは、母親によるボランティアの組織があり、定期的な読み聞かせ等を行っている施設もありますが、多くは施設の職員に任されています。それぞれの施設において、図書を充実させ、職員やボランティアによるおはなし会や読み聞かせを実施します。

（３）保護者やボランティアとの連携・協力

子どもによりよい読書環境を提供するため、ボランティアや保護者等との連携を図り、読み聞かせやおはなし会等の充実を図ります。

４　市立図書館等における読書活動の推進

中央市立図書館は、玉穂生涯学習館と田富図書館及び豊富図書館（分館）の３館があり、読書活動の拠点となります。これらの図書館はネットワークシステムと配送システムが整備されていますので、利用者は市内のどの図書館でも共通のサービスを受けることができます。また、中央市立図書館に所蔵していない図書でも、山梨県内の公共図書館のネットワークを活かし、相互貸借という形で市民の要望に応えています。

図書館は市民に様々な情報を提供し、市民の生活の向上に役立てるよう努めます。また、子どもたちの多様な要求に応えられるよう、適切な資料の提供や、楽しく有意義な事業等を実施していきます。

（１）図書館資料の整備・充実

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちの要望に応えられるような、豊富で多様な資料の整備が必要です。

中央市立図書館３館の合計蔵書数は２４７,７４５冊（H24/2/1 現在）、その内子どもの本は、７６,６４５冊で全体の約３１％です。第一次計画時に比べて、子どもの本の冊数及び全体に占める割合とも増えています。今後も子ども向けの本の一層の充実に努めます。

（２）乳幼児へのサービス

「家庭・地域における子どもの読書活動の推進」の項でも述べたように、本を介して親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、健康推進課と協働して 、「ブックスタート事業」を推進します。

（３）おはなし会などの実施

子どもに読書に親しむ機会を提供するため、図書館では図書館ボランティアの協力により、０歳から小学生までを対象に読み聞かせやブックトーク、おはなし、パネルシアター、紙芝居などを行います。実施に当たっては、各図書館で年間計画を立てて行います。

おはなし会

（４）レファレンスサービスの充実

レファレンス（利用者からの質問に応えるサービス）は、図書館の大切な業務になっていますが、子どもたちが自発的に調べ学習ができるように職員が対応し支援します。

（５）図書館の情報化

子どもの本をはじめとして、市立図書館に所蔵するすべての資料は、図書館のホームページで公開しています。図書館の利用者は個人のパソコンから資料を検索することができます。また、家庭では必要な手続きを経てインターネット上からも、資料を予約することもできます。今後図書資料の情報提供やホームページなどの一層の充実に努めます。

（６）子どもの読書推進に関わる事業の実施

子どもの読書週間中の行事、図書館まつり、クリスマス会、夏休みの行事、講演会など子どもたちが楽しむことができ、それを契機として本に親しめるような行事を計画し実施していきます。

また、保護者に読書の大切さを伝える啓発事業や、子育て支援に繋がるような講演会や講座などを実施します。

（７）職場体験の機会の提供

市内の児童生徒を対象に、図書館の仕事に支障のない限り、職場体験の機会を提供します。

（８）読み聞かせの支援

図書館業務に支障のない範囲で、市内の保育園・幼稚園等への読み聞かせの出前を行います。

（９）病院に入院中の子どもへの支援

中央市には山梨大学附属病院がありますが、そこで入院加療している子どもたちのために、小児科病棟に毎月１回、本や紙芝居などの貸出しをして配本します。

小児科病棟での本の入れ替え

（10）障がいのある子どもへの読書活動の支援

障がいのある子どもたちへの支援のため、資料の整備を図るとともに、読み聞かせの出前などを行います。

（11）在住外国人の子ども読書活動の支援

在住外国人の子どもたちへの支援のため、図書館は外国語資料の収集や利用案内の作成などサービスの充実を図り、資料の提供を行います。

（12）青少年(小学校高学年、中学生、高校生）への支援

子どもは、この時期になると学校での部活動や勉強に追われ、学校生活が中心になりがちです。そのため、これまでの読書習慣を継続することが困難になります。図書館では、読書離れが進む中高生を対象としたヤングアダルト図書（おおむね１２歳から１８歳の読者を対象として企画、執筆される図書）の充実に努めます。

また、積極的に調べ学習・総合的な学習の支援が行えるよう、地域資料の充実を図ります。

５　推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、各機関の連携・協力、職員の研修体制や、財政上の措置などがあってはじめて円滑な実を伴った読書活動の推進が図られます。よって、十分に成果が得られるよう推進体制の整備に努めます。

（１）専門職員の育成と研修体制の確立

本計画推進の基礎となるのは、子どもの読書に関する専門の知識や、読み聞かせなどの技術を持った人的配置の確保です。そのために、学校図書館職員や公立図書館職員の専門的な研修への参加や、職場内での研修を行う体制を整え、活動の担い手を育成します。

また、これらの専門職員が継続して子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、職員の育成に努めます。

（２）財政上の措置

本計画の方策を具体的に実現するため、市、関係機関、団体等それぞれが財政上の措置を講ずるよう努めます。また、必要に応じて、国や県に働きかけます。

第３章　関連機関等の連携・協力

子どもの読書活動を進めるためには、家庭・地域・学校・図書館・行政等が、緊密に連携・協力していくことが必要です。

１　行政機関との連携

市は、教育や福祉を始めとする各部局間の連携を図りながら、子どもの読書活動推進に取り組みます。また、家庭、地域、学校等それぞれの場での読書活動推進の取り組みを積極的に支援します。

ブックスタート事業については、健康推進課と市立図書館及びブックスタートボランティアの三者の緊密な連携・協力を図り、円滑で効果的な事業の実施を進めます。

２　市立図書館と学校・幼稚園・保育所・児童館等との連携

市立図書館は、図書館司書と学校司書・保育士と緊密な連携を図り、あらゆる機会を通して子どもの読書活動の支援及び学習支援を行います。

（１）市立図書館は、小学校・中学校等の朝の読書及び読書週間中の行事について、必要に応じて読み聞かせを行ったり、図書館ボランティアとの連絡・調整を行います。

小学校への読みきかせ

（２）市立図書館は、幼稚園・保育所・児童館等への読み聞かせ等を行います。また、図書館業務に支障のない限り、出前の読み聞かせ等も行います。

（３）幼稚園・保育所・小学校等を対象に、要請に応じて施設見学を受け入れ、図書館内部の見学や、公共の場でのマナーなどを学ぶ機会を提供します。

３　図書館ボランティアとの連携

子どもの読書活動の推進には、図書館ボランティアの協力が大きな支えになっています。学校・幼稚園・保育所及び他機関からの求めに応じて、図書館において調整し、子どもの読書活動への支援をボランティアに要請します。また、図書館ではこれらの活動を推進するために、ボランティア養成のための講座を設けます。

第４章　広報・啓発活動

子どもの読書活動推進のためには、各機関で実施している推進活動について、全住民に周知徹底することが大切です。市では「広報」等、あらゆる機会を通じて、子どもの読書活動推進に関する事業・行事等について、地域住民への周知徹底を図ります。

１　「子ども読書の日」等における広報・啓発

「子ども読書の日」（４月２３日）や 「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）を中心として、その意義について周知を図るため、市の広報への掲載や学校・市立図書館において行事等を計画し、啓発に努めます。

２　子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

（１）市立図書館の「お知らせ」発行や市の広報などによる情報提供

図書館では、「お知らせ」を年数回程度発行し、子どもにおすすめの本の紹介や図書館の情報を紹介します。また、市の広報やインターネットのホームページ上に子どもの読書推進に関する情報を掲載します。

（２）家庭への各種通信の発行

学校や幼稚園・保育所等においては、保護者への通信等を通して、子どもの読書活動に関する啓発に努めます。（学級通信、ＰＴＡ新聞、図書だより等）

市立図書館事業「児童文学講演会」

参　考　資　料

１　子どもの読書活動の推進に関する法律

２　中央市子ども読書活動推進計画（第二次）策定委員会設置要項

３　中央市子ども読書活動推進計画（第二次）策定委員会委員名簿

４　中央市読書調査結果　２０１１年度

５　用語一覧

６　活動施設一覧

１　子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第　一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第　二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第　三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第　四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第　五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第　六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第　七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第　八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「中央市子ども読書活動推進計画（第二次）」策定委員会設置要項

（設置）
第 1 条　「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律 154 号）」第 9 条２項の規定及び平成２０年３月１１日閣議決定「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」により、「中央市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）」を策定し、中央市における子どもの読書活動に関する総合的・計画的な推進を一層図るため、「『中央市子ども読書活動推進計画（第二次）』策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

（所掌事務）
第２条　策定委員会は推進計画策定のための必要な事項を協議する。
（組織）
第３条　策定委員会の委員は、教育委員会が委嘱する委員１５名以内をもって組織する。
２　委員は子どもの読書活動に関わる学識経験者、学校教育関係者、図書館ボランティア、図書館関係者及び行政関係者で構成する。
（役員）
第４条　策定委員会には会長及び副会長１名を置く。
２　会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。
３　会長は策定委員会を代表し会務を総理する。
４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
（会議）
第５条　策定委員会は必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
（庶務）
第６条　策定委員会の庶務は中央市教育委員会市立図書館が行う。
（その他）
第７条　この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。
２　策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

附則
この要綱は、平成２３年１１月１７日から施行する。

「中央市子ども読書活動推進計画（第二次）」策定委員会委員名簿

所　　属	氏　　名	役職名等
図書館協議会	田島　聡	副会長
小中学校	石原　英一	玉穂南小学校長
	萩原　　弘	玉穂中学校長
小中学校図書館司書	丸山　美奈子	田富小学校司書
	前田　　淳	三村小学校司書
	廣川　理江	田富中学校司書
図書館ボランティア	薬袋　壽子	ひだまり
	笹川　佳子	朗読サークルみすず会
学識経験者	伊藤　満恵	元教育委員、ごくらくとんぼ
保育士	田中　三枝子	田富第１保育園園長
保健師	内田　直子	健康推進課副保健師長
生涯教育課	鷹野　　守	生涯教育課長
市立図書館	望月　孝之	玉穂生涯学習館長
	青柳　千絵美	田富図書館長

中央市読書調査結果

２０１１年度

中央市司書会

目　次

1. 調査目的……..p. 1

2. 調査概要……..……p. 1

3. 調査方法……...p. 1

4. 調査結果……..…p. 2

5. まとめ……...p. ２２

添付資料

・ 調査用紙等

・ 中央市読書調査結果

・ 全国学校図書館協議会第５７回読書調査の結果

1. 調査目的

情報化の発展とともに、子どもをとりまく生活環境が変化するなか、活字離れや読解力の低下が叫ばれて久しい。中央市では、生涯にわたって読書に親しむまちづくりをめざして「子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児とその保護者を対象としたブックスタートなどの事業をはじめ、図書館でのおはなし会、学校における朝読書、読書週間の取り組み、図書の時間など、子どもたちが読書に関わる様々な機会を提供している。

毎年、全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で行っている「学校読書調査」も２０１１年に第５７回を迎え、子どもたちの読書の実態をまとめている。そのような取り組みの効果を検討し、さらに読書活動が推進されることを期して、中央市司書会としても読書調査３回目を実施した。

この調査は、中央市の子どもの読書傾向を探り、その課題を考えるための資料とする。また、本市の読書活動推進についても考えるための資料とする。

2. 調査概要

「中央市子ども読書活動推進計画」（平成１９年４月）に基づき、市内の小中学生の読書環境や読書状況の実態を把握することを目的に実施した。調査結果は、平成２３年度中央市司書会の研究課題「学校図書館と公共図書館が連携して読書推進を図る」の参考資料として活用する。経年変化を見るために、調査を複数年実施する予定である。第３回目となる今年度の調査では、２年前の調査結果（平成２１年度）を併記し、同じ児童生徒の読書傾向の変化を捉えやすくした。

3. 調査方法

中央市内の小学校２,４,６年生及び中学校２年生を対象とし、質問紙調査を行った。質問項目は、各学年とも同一内容とし、低学年に理解しにくい言葉は、わかりやすい言葉に置き換えた。

調査は平成２３年５月１日から５月３１日までの期間を対象とし、調査実施はそれ以降、各学校内で都合の良い日程で行われた。

集計は、学校ごとに行い、さらに中央市司書会が全体の集約を行った。

4. 調査結果

問１　あなたは、本を読むのが好きですか。（１つに○をつけてください）

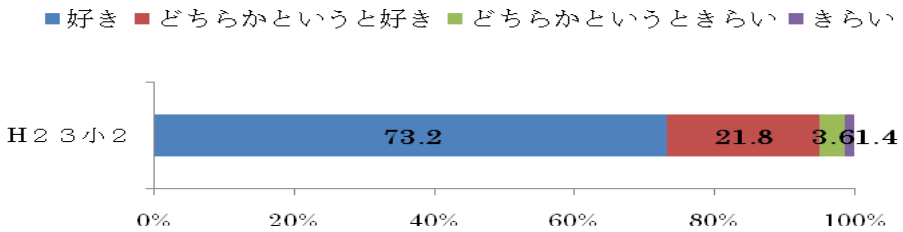

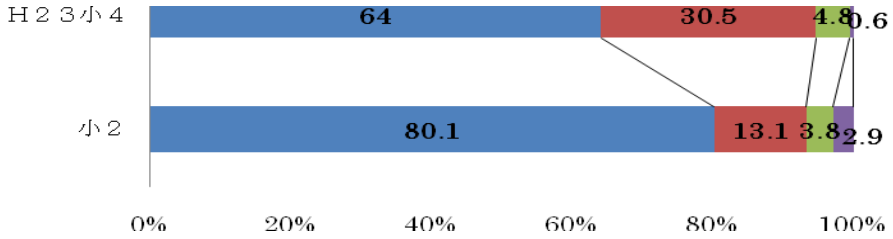

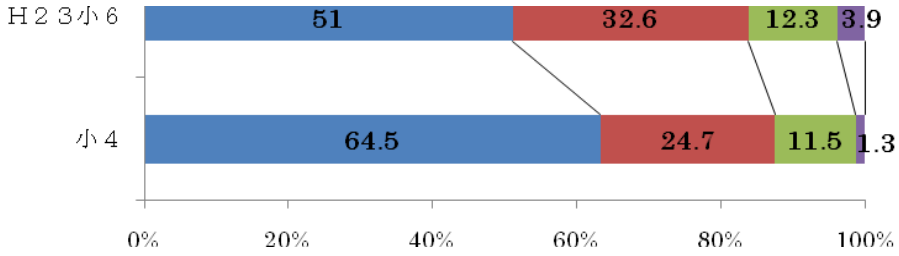

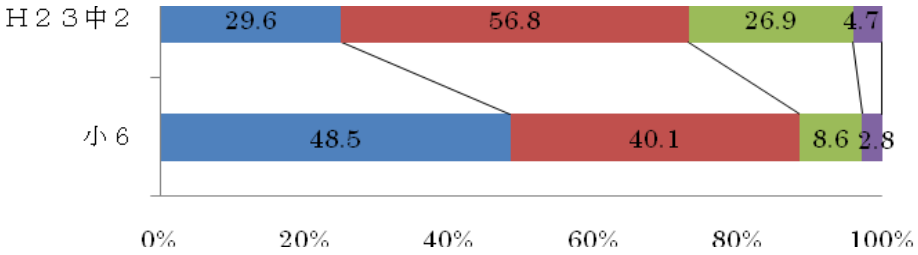

問１　中央市全体の分析

あなたは、本を読むのが好きですか

① 「好き」「どちらかというと好き」と答えた子どもが大半を占めているが、学年が上がるほどその割合は低くなっており、読書を好まなくなる傾向がある。２年前の調査結果と比べても全学年が「好き」「どちらかというと好き」と答えた児童生徒が減少している。

② 「どちらかというときらい」「きらい」と答えた子どもがどの学年にもいる。また、２年前と比べ「どちらかというときらい」が増えている。６年生では４年時の約３倍と多く、本離れになっていく傾向がみられる。学年が上がるにつれて、読書に積極的でなくなっていく理由はどこにあるのか、多角面から探る必要がある。

③ 中２では、「好き」が小６時では約５０％あったが、２年間の間に約１９％低くなった。また、「どちらかというときらい」「きらい」の割合が約１１％から約３２％になっている。読書の楽しさを体感できるような様々な手立てを考えて、少しでも本に対しての抵抗感をなくしていくことが大切である。

問２　あなたが本を読むのはどうしてですか。（いくつでも〇をつけて下さい。）

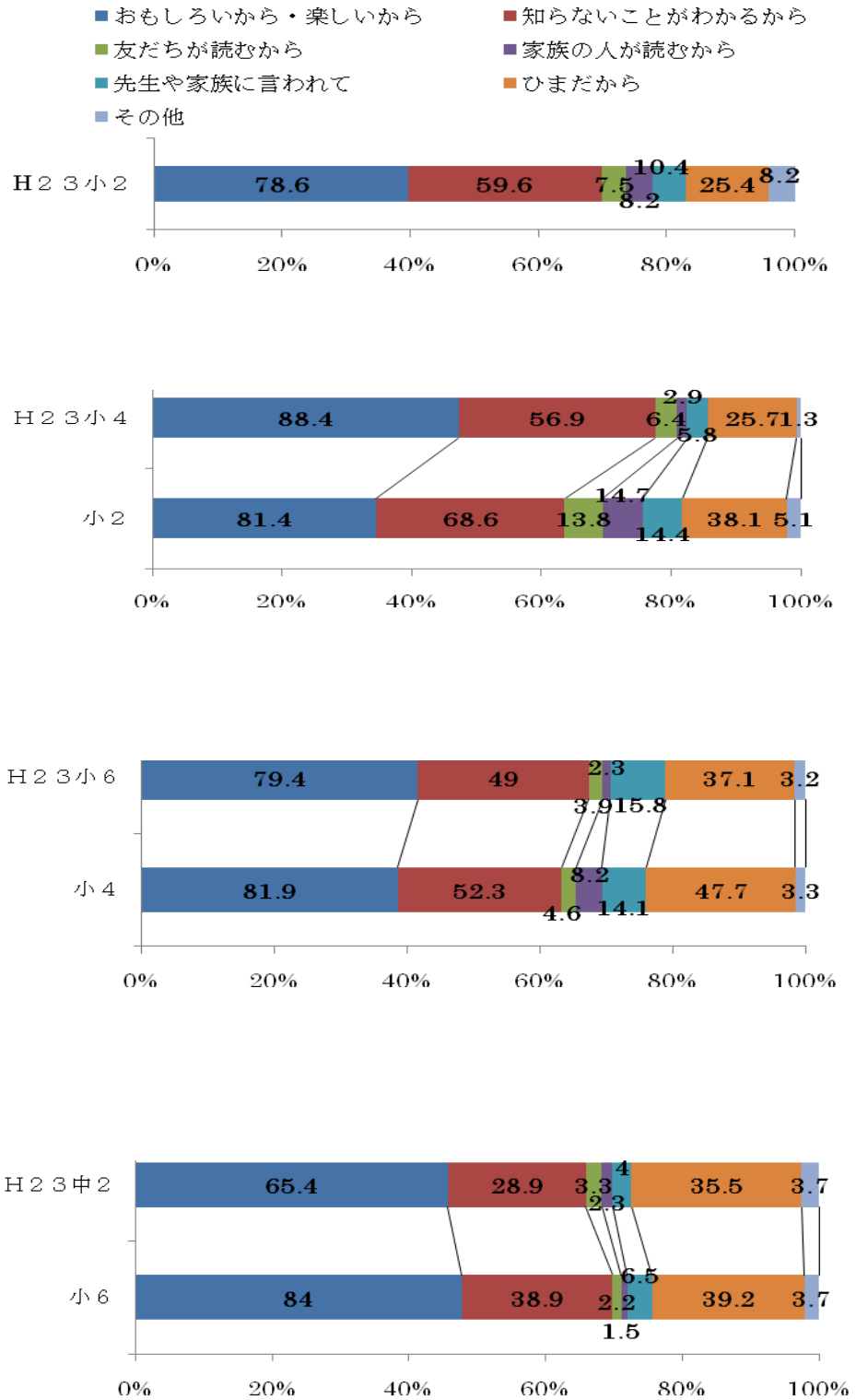

＜その他の回答＞
兄弟が読むから・題名がおもしろいから・外で遊べない時・静かに過ごしたい時・大人になって役に立つから・いろいろな言葉がわかるから・眠くなるために読む・空想の世界が広がるから・嫌なことがあっても忘れられるから・本の世界に入り夢が見られるから・朝の学習だから・ドキドキわくわくするから・趣味の本があるから・作者が何を伝えようとしているのかがわかるのが楽しい・学級文庫があるから・読みたい本のノベライズ版があるから・本の中の主人公になれるから・TV でやっているアニメが小説になるから

問２　中央市全体の分析

あなたが本を読むのはどうしてですか。

① どの学年も「おもしろいから・楽しいから」「知らないことがわかるから」と答える割合が多い。多くの児童生徒が、読書の楽しさや有効性を少なからず認識した上で、読書をしている傾向がある。しかし、中２では２年前の小６時よりその割合が格段に低くなっている。

② 今回の調査では中学生は「ひまだから」が２番目に多くなっている。知的好奇心を満たすための手段として読書があることを児童生徒に伝えていくことや、目的をもって積極的に読書をしていけるような環境づくりや読書指導も必要だと考える。

③ 学年が上がるにつれて、外部からの働きかけよりも、主体的に読書する傾向がある。

問３　あなたはどこで本を読むことが多いですか。（２つ選んで〇をつけてください。）

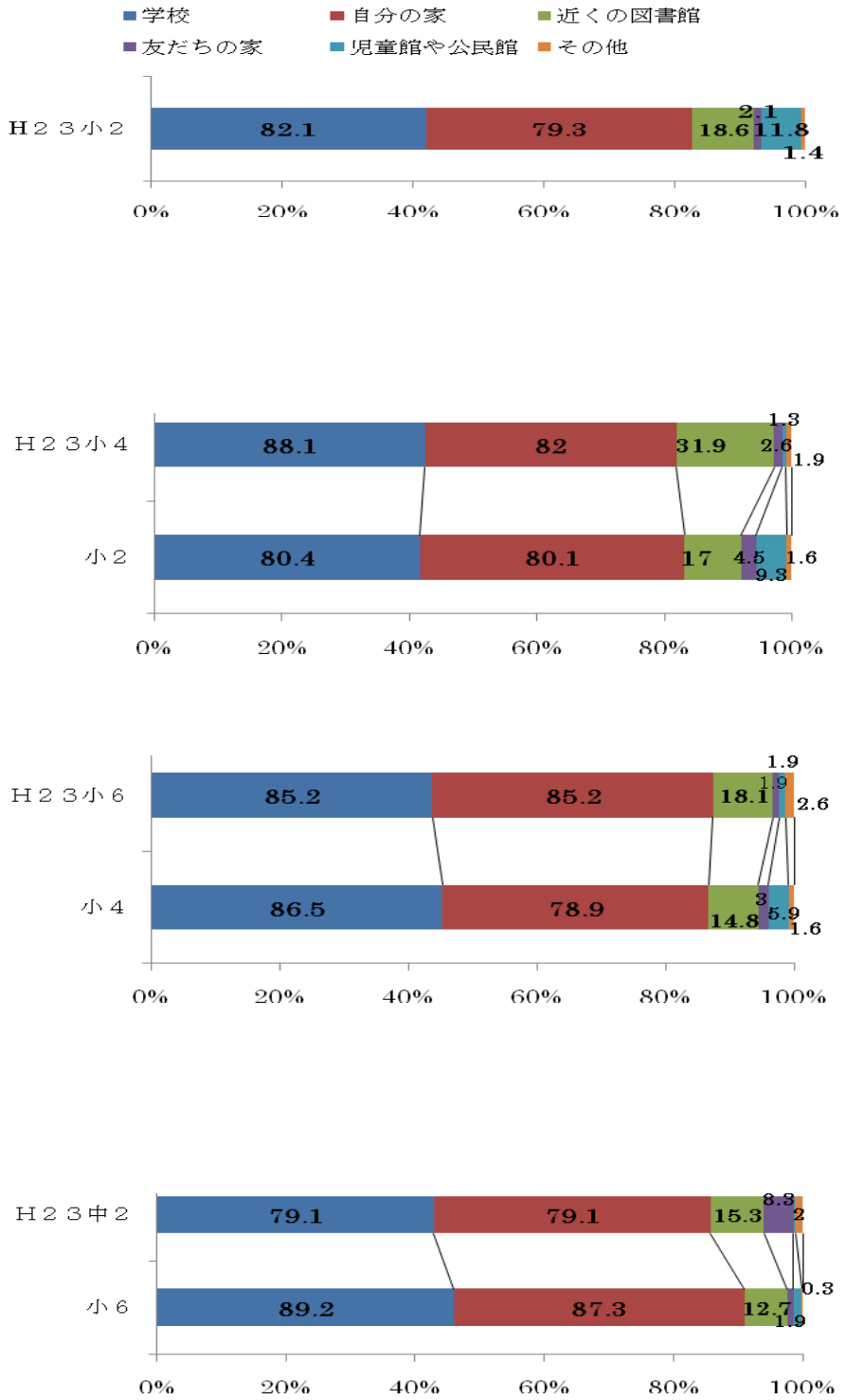

＜その他の回答＞

学校の図書館・書店・おばあちゃんの家・車の中・病院の待合室・自分のベッド・公園・庭・コンビニ

問３　中央市全体の分析

あなたはどこで本を読むことが多いですか。

① 小学校では週１回の図書の時間等が確保されていることで、子どもの読書活動に役立っている。そこで、中学校でも継続して読書をする時間の確保ができるような取り組みが望まれる。

② 「近くの図書館」はどの学年も２０％前後である。「近くの図書館」と答えた児童生徒は、どの学年も２年前の調査より増加しており、公共図書館を利用している児童生徒が増加していることがわかる。また、「近くの図書館」は２年前と比較して学年が上がっても、利用の割合が増えている。

③ 学校以外の公共施設（近くの図書館や児童館・公民館）での読書が、さらに活性化し充実するような環境づくりや人材育成が必要である。

問４　あなたはいつ本を読むことが多いですか。（１つに〇をつけてください。）

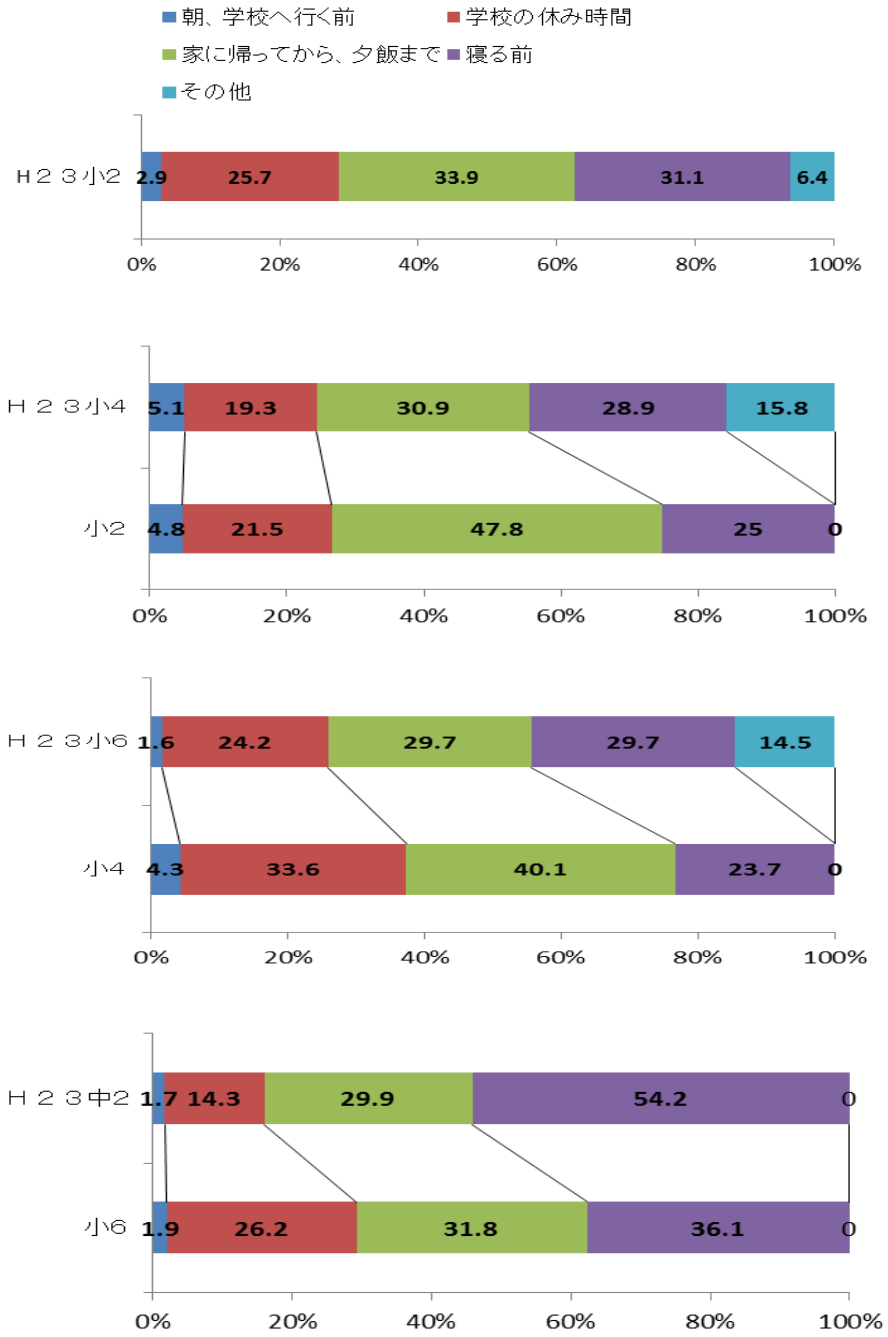

〈その他の回答〉

朝学習で・夏休み中・暇な時・宿題が終わってから・勉強が終わって早い時・読書タイム・土、日・図書の時間・朝の会が始まるまで・テストが早く終わった後・学校で読んで良い時・時間がある時（いつとは決まっていない）

問４　中央市全体の分析

あなたはいつ本を読むことが多いですか。

① ２年前の調査より、家庭での読書が中２は少し増加しているが、小学校においては減少している。学校図書館や公共図書館が、家庭における読書環境づくりを支援していくことが課題である。

② 朝の読書や図書の時間という環境を利用して、少しでも読書習慣を定着していくことが望ましい。

問５　あなたは読みたい本をどうやって選びますか。（２つ選んで○をつけてください）

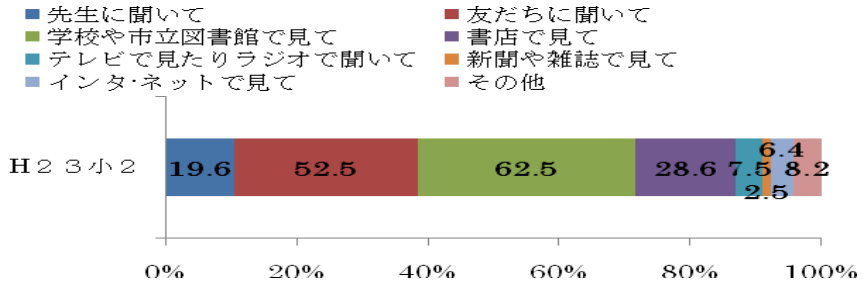

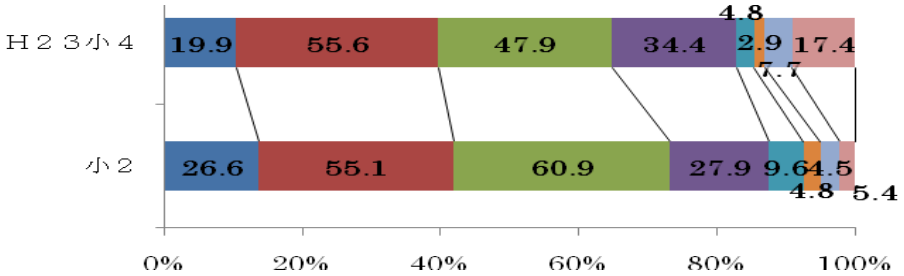

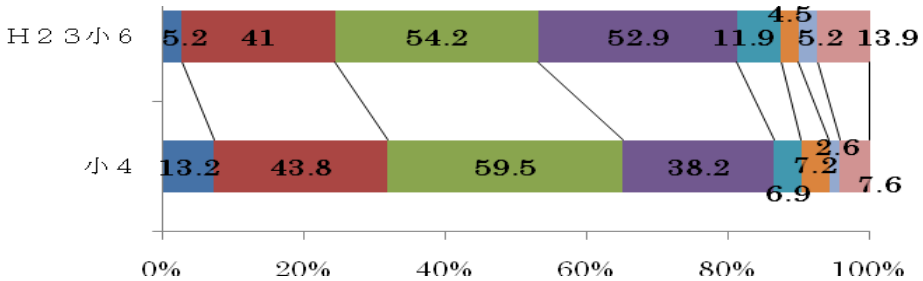

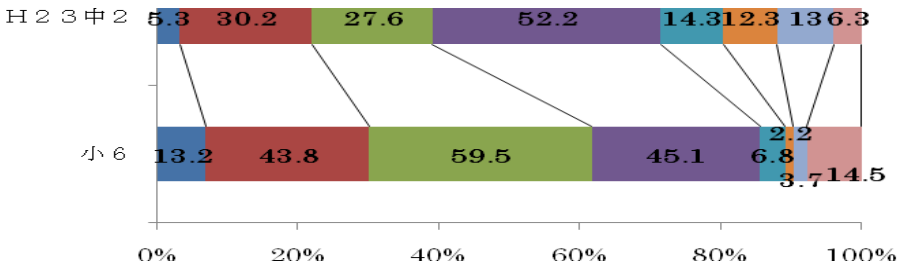

〈その他〉

家族に薦められて・絵や題で決める・好きな選手や芸能人などに関する本だから・ただなんとなく・自分の興味・好きなアニメが本を出したら・何巻も続く物語でおもしろそうな題名のもの・あらすじを読んでから・新しく出た本・読んでいない本をなるべく選ぶ・司書の先生が読んでくれたもの・図書だよりを見て・本をぺらぺらめくってみて・目に入った本・自分で調べて・外見で面白そうな本を選ぶ・表紙を見て・適当・おもしろそうか、楽しいかどうかで選ぶ・その時の気分・一冊目を読んでおもしろかったから

問５　中央市全体の分析

あなたは読みたい本をどうやって選びますか。

① 小学生は主に学校の中で本を選んでいる傾向がある。それに対して、中２はテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の情報を得て、本を選ぶ生徒が全てにおいてそれぞれ１０％を超え、２年前の６年時より増えている。中学生になると、情報の獲得手段が小学生と異なり、様々な媒体から本の情報を得るようになり、情報獲得手段が多様化してきている。

② 中２は、「学校や市立図書館で見て」が小６時よりも約３２％も減っている。学校や市立図書館においては、生徒の多様な興味・関心などに応えられるように読書情報の発信に努めていきたい。

問６　あなたは、読む本をどのように手に入れることが多いですか。
（２つ選んで〇をつけてください）

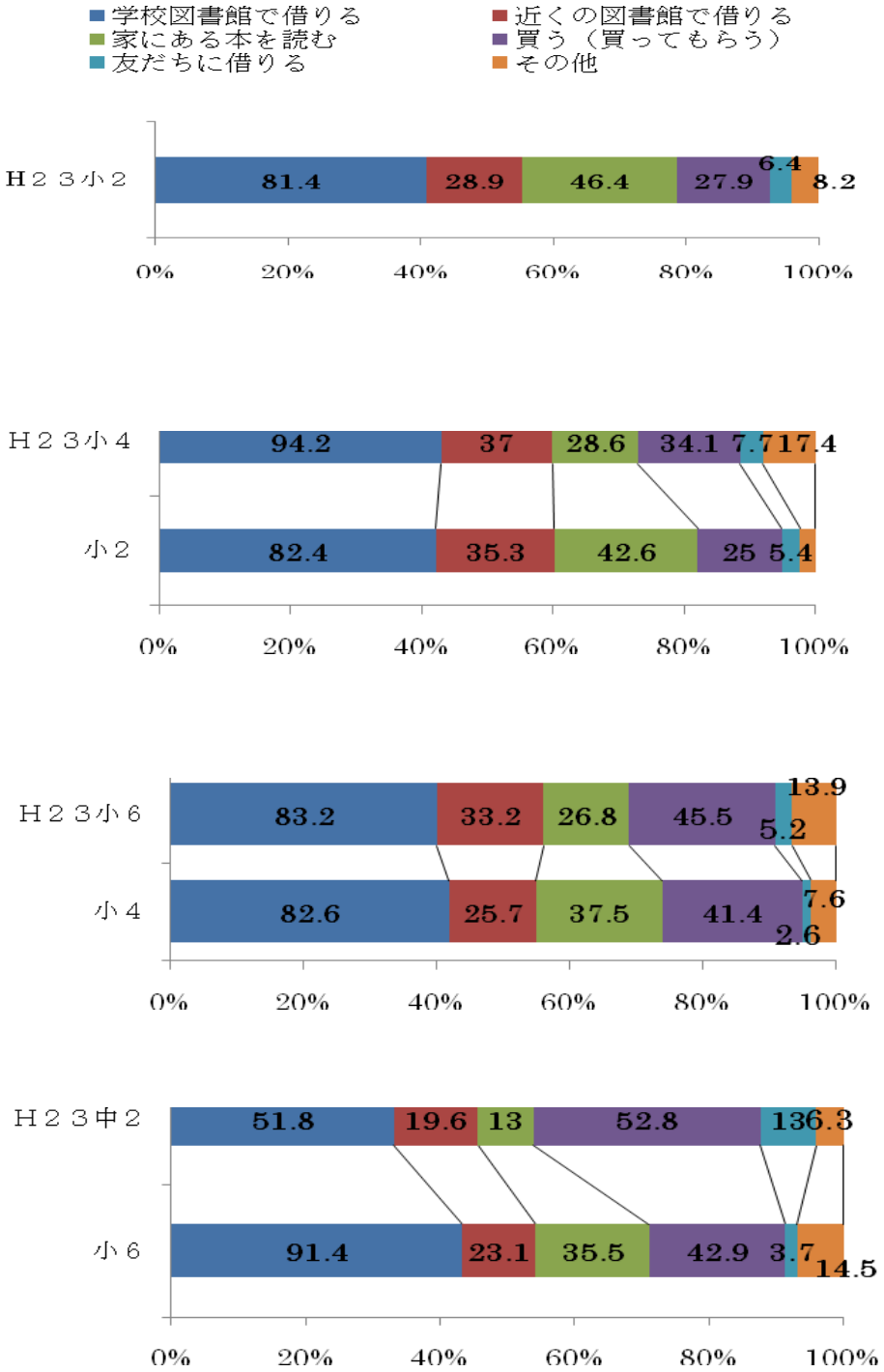

その他〉

兄弟の幼稚園や保育園で借りて読む・祖母に送ってもらう・いらなくなった本をもらった

問６　中央市全体の分析

あなたは、読む本をどのように手に入れることが多いですか。

① 小学生は「学校図書館で借りる」と答えた児童が約８０％以上を占め、中２では５０％台となっている。学校図書館では、子どものニーズに適した図書の購入を心がけることが重要であるとともに、きめ細かな読書指導が課題である。

② 「近くの図書館で借りる」と答えた小学生は３０％前後で中学生は約２０％である。児童生徒の読書活動において、公共図書館がさらに利用されるような手立てを工夫する必要がある。

③ 「買う」という回答が、小６で約４６％、中２で約５３％ある。学年が上がるにつれてまた、２年前よりすべての学年で増加している。どのような本を買っているかがつかめないので、今後実態を把握するための調査も必要である。

問７　あなたは先月（平成２３年５月）１か月の間に何冊の本を読みましたか。
（１つに○をつけてください）

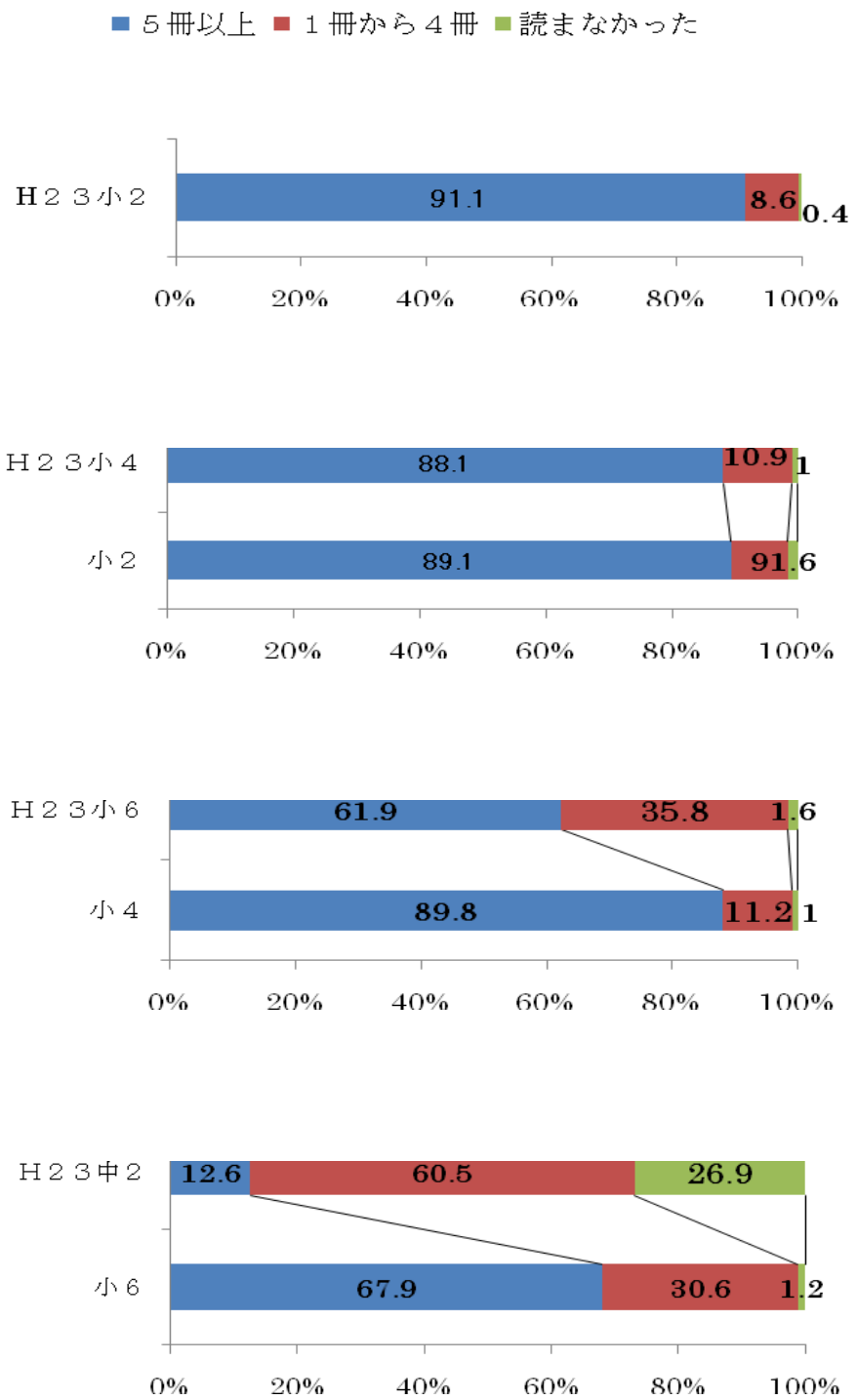

問７　中央市全体の分析

あなたは先月（平成２３年５月）１か月の間に何冊の本を読みましたか。

① 全体の傾向では、学年が上がるにつれて多読者が減っている。

② 中２は、１冊以上読んでいるという答えが約６１％ある。しかし、「読まなかった」生徒が約２７％いることから、不読者ゼロを目標にしてきめ細かな対応を考えていく必要がある。

問８　７で、「３　読まなかった」を選んだ人だけ答えてください。なぜ本を読まなかったのですか。（１つに○をつけてください。）

※この数値は割合ではなく、度数で表記しています。

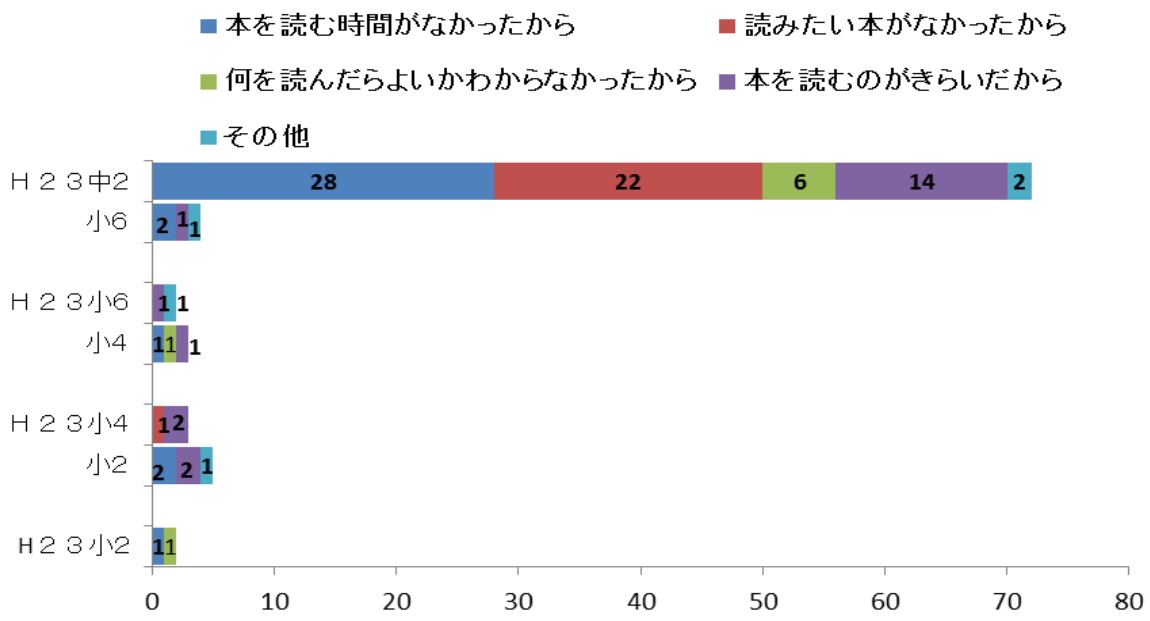

〈その他〉

面倒だった・自分が読もうとしなかったから・図書袋を忘れたから

問８　中央市全体の分析

７で「３　読まなかった」を選んだ人だけ答えてください。なぜ本を読まなかったのですか。

① 「読みたい本がなかったから」という回答にも目を向け、どんな本が好きなのか、情報収集を積極的に行い、選書に反映していくことが必要である。また、「何を読んだらよいかわからなかった」という回答に対しては、継続的に地域・学校・家庭で、読書意欲を促すような手だてが必要である。

② 中２では、小６時より「本を読むのがきらいだから」という回答が増えている。 原因がどのようなところにあるのかを検証していくことが今後の課題である。

問９　あなたは小学校に入る前、身近な人に本を読んでもらいましたか。
（１つに○をつけてください。）

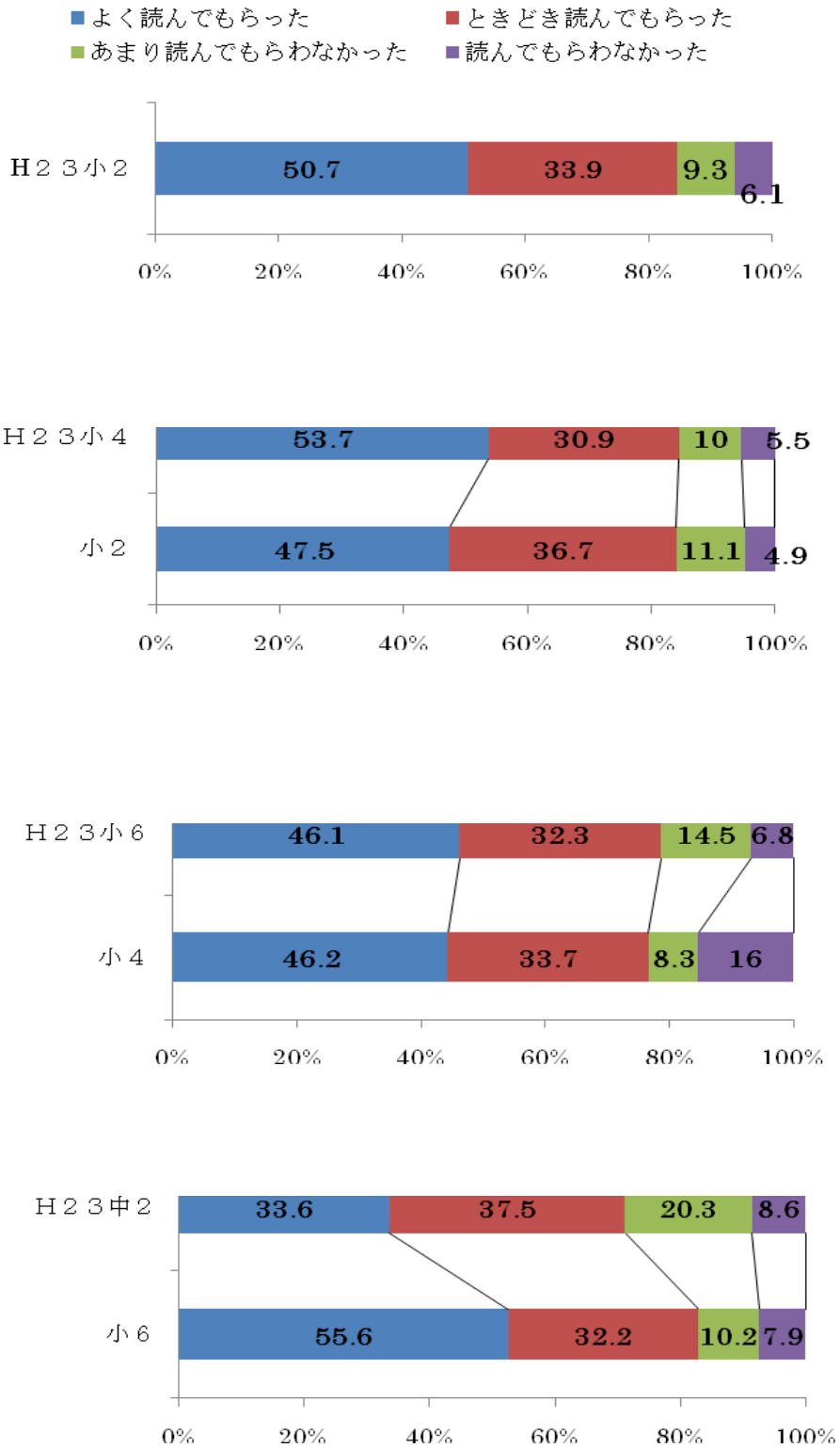

問９　中央市全体の分析

あなたは小学校に入る前、身近な人に本を読んでもらいましたか。

・読み聞かせをしてもらったという回答が多いことはとても好ましいが、家庭や保育園・幼稚園、公共図書館でのさらなる読書啓発が重要となる。

問１０　９で、「１　よく読んでもらった」「２　ときどき読んでもらった」を選んだ人だけ答えてください。だれに読んでもらいましたか。
（いくつでも〇をつけてください。）

※この数値は割合ではなく、度数で表記しています。

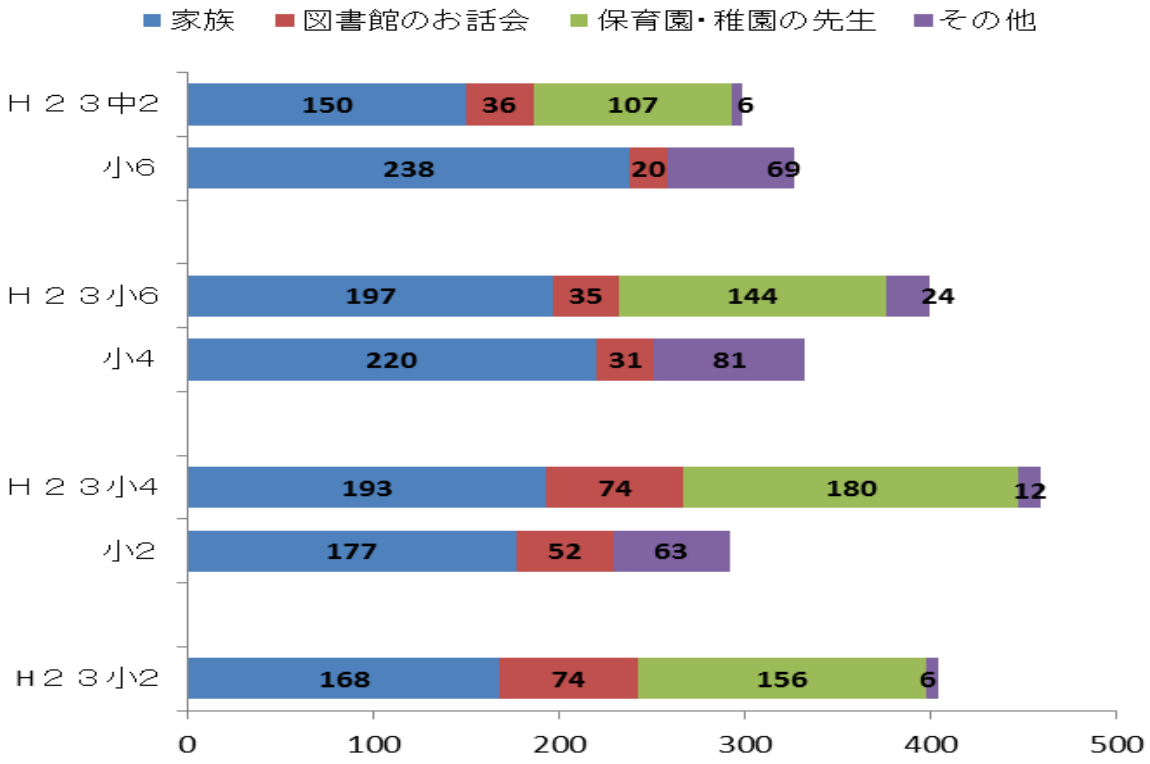

〈その他〉
ボランティアの会で読書週間中に読んでもらった・親戚・近所の人・塾の先生・同居していない祖母・学習館の方・幼稚園の時の友だちのお母さん・児童館の先生・近所のお姉さん・友だち

問１０　中央市全体の分析

９で、「１　よく読んでもらった」「２　ときどき読んでもらった」を選んだ人だけ答えてください。だれに読んでもらいましたか。

・過去の調査と比べても「家族」「保育園・幼稚園の先生」が圧倒的に多い。家庭を巻き込んだ読書活動の重要性と必要性を感じる。

5. まとめ

この調査により、市内の小中学生の読書環境や状況等の実態把握ができたことは、中央市司書会として読書活動推進の一つとなった。

調査項目については、今後もさらなる検討が必要である。今回２年前との比較を試みた中でみえてきた「本を読むのがきらい」と答えた理由や「買う（買ってもらう）」と答えた回答の内容、「小学校から中学校への読書環境の変化」などの課題について調査を深めていくことの必要性を感じた。学校ごとの分析結果については、学校内での読書活動推進に役立てていきたい。

この調査にご協力いただいたことに感謝するとともに、各方面において活発な読書活動が行われたことに敬意を表す。

この「中央市読書調査結果」は、「中央市子ども読書活動推進計画（第２次）」に反映させた。

用 語 一 覧

用　　語	説　　明
朝の読書	「朝の読書」とは、授業の始まる前１０分間に自分の好きな本を読むという運動。山梨県では総実施３０７校（９２％）、小学校１７５校（９８％）、中学校８５校（８９％）、高等学校３２校（７３％）が行っている。各学校では、全校一斉、学年ごと、学級ごと、授業ごと等、実施の方法はまちまちである。（平成２４年２月３日現在、朝の読書推進協議会調べによる）
	（参考）「朝の読書推進協議会」 http://wwwl.-hon.ne.jp/content/sp-0032.html
ブックスタート	ブックスタートとは、絵本に関心の高い保護者だけではなく、すべての赤ちゃんと保護者を対象にした活動として、地域に生まれた赤ちゃんが集まる保健センターでの０歳児健診などで行われる。全国では、８０７自治体（４６％）で実施しており、山梨県では、１５自治体（５６％）で実施している。（２０１１年１２月３１日現在、ＮＰＯブックスタート調べによる） 中央市では、旧玉穂地区の「はじめての絵本」事業から引き継がれ、合併後は市の事業として実施している。
	（参考）「ＮＰＯブックスタート」 http://www.bookstart.net/index.html
レファレンスサービス	レファレンスサービスとは、利用者の調査・研究のために、どのような資料を使えばよいか、資料提示または情報の案内をお手伝いすること。自館にない場合、県内公共図書館や県外公共図書館・国立国会図書館から資料を取り寄せたり、大学図書館や専門図書館へ照会することも含まれる。迅速かつ的確な資料提供が求められ、図書館サービスの中心となる業務とされている。
ブックトーク	ブックトークとは、本を紹介するための１つの手だて。テーマを決め、そのテーマに関するいろいろなジャンルの本を集めて紹介する。子どもが、読書の幅を広げるのに有効。

パネルシアター	パネルシアターとは、布を巻いた板（パネルボード）に専用の不織布で作った絵を貼り、お話しなどを楽しむ貼り絵のお芝居のようなもの。幼稚園・保育所のお遊戯会や図書館のおはなし会などでよく使われる。
ヤングアダルトサービス	ヤングアダルトサービスとは、おおむね１２歳から１８歳までの青年期利用者に対して、主として公共図書館が行うサービス。

活動支援施設一覧

施設名		施設名	
保育所		児童館	
市立	玉穂保育園	市立	玉穂中央児童館
	田富第一保育園		玉穂西部児童館
	田富第二保育園		玉穂北部児童館
	田富第三保育園		田富ひばり児童館
	田富北保育園		田富すみれ児童館
	豊富保育園		田富杉の子児童館
私立	まみい保育園		田富中央児童館
			田富わんぱく児童館
幼稚園			田富ひまわり児童館
私立	わかば幼稚園		田富つくし児童館
	みかさ幼稚園		とよとみ児童館
放課後児童クラブ		小学校	
市立	玉穂中央児童館児童クラブ	市立	三村小学校
	玉穂西部児童館児童クラブ		玉穂南小学校
	玉穂北部児童館児童クラブ		田富小学校
	田富すみれ児童館児童クラブ		田富北小学校
	田富杉の子児童館児童クラブ		田富南小学校
	田富中央児童館児童クラブ		豊富小学校
	とよとみ放課後児童クラブ	中学校	
（社）	また、あした	市立	玉穂中学校
			田富中学校

平成２４年３月
編集　　中央市司書会
発行　　中央市立図書館